

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 定期監査

部 局 名：市民部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[市民協働推進課]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア 公用車の運行管理事務が適正でないもの</p> <p>大分市自動車管理規程の規定では、課等管理車の運転使用者は、自動車の運行状況を自動車運転日誌に記載し、主管の長に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、自動車運転日誌に記載をしていたものの、主管の長に提出をしていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規程に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[市民協働推進課]</p> <p>ご指摘のありました件については、大分市自動車管理規程の規定に基づき、主管の長に提出したうえで、事務処理の是正を行いました。</p> <p>今後は、規程に従い適正な事務処理に努めます。</p>	
<p>[市民課]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの</p> <p>大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な管理をされたい。</p>	<p>[市民課]</p> <p>ご指摘のありました件については、大分市物品取扱規則に基づき、物品処分通知書を会計課宛て提出しました。</p> <p>今後は、規則に従い適正な管理に努めます。</p>	
<p>[大在支所]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの</p> <p>大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、</p>	<p>[大在支所]</p> <p>ご指摘のありました件については、大分市物品取扱規則に基づき、物品処分通知書を会計課宛て提出しました。</p> <p>今後は、規則に従い適正な管理に努</p>	

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な管理をされたい。</p>	めます。	